

## 第33号の5様式記載要領

- 1 この申告書は、原動機付自転車又は小型特殊自動車1台ごとに作成してください。
- 2 「申告の理由」及び「種別」の各欄には、該当箇所の□（チェック欄）に✓を記入してください。
- 3 「種別」で原動機付自転車のいずれかに✓を記入した場合は、交付を希望する標識を選択し、申告書の右上部分の□（チェック欄）に✓を記入してください。
- 4 「納税（申告・報告）義務者」の欄には、所有者と使用者が同じである場合は、「所有者」の欄を記入し、「使用者」の欄は「□所有者と同じ」に✓を記入してください。
- 5 「届出者」の欄には、申告に来られた方が納税義務者の方である場合は、「□所有者と同じ」または「□使用者と同じ」のいずれかに✓を記入し、納税義務者以外の方である場合は記入してください。
- 6 「所有形態」の欄については、該当項目を○で囲んでください。  
また、「5.その他」に該当する場合は、（ ）内にその詳細を記入してください。
- 7 「主たる定置場」の欄には、申告の際の主たる定置場が所有者の住所又は所在地と同じである場合については1を○で囲み、それ以外の場合については2の欄にその住所又は所在地を具体的に記入してください。また、変更の申告の場合については、（ ）内に旧の主たる定置場所在の市町村名を記入してください。
- 8 「長さ」、「幅」及び「最高速度」の欄は、特定原付の申告時のみ記入してください。
- 9 「販売・譲渡証明書」の欄には、申告に係る原動機付自転車又は小型特殊自動車を販売又は譲渡をした方が、該当箇所の□（チェック欄）に✓を記入し、その方の住所又は所在地、氏名又は名称並びに電話番号を記入してください。  
なお、証明の年月日については、その販売又は譲渡が行われた日を記入してください。
- 10 この申告書の内容について、後日に納税義務者の方にお問い合わせさせていただく場合があります。

**備考** 原動機付自転車のうち、外部電源により供給される電気を動力源とするもので、次に掲げる要件の全てに該当するものでなければ、特定小型原動機付自転車に該当しませんのでご注意ください。

- ・原動機の定格出力が0.6キロワット以下であること。
- ・長さ1.9メートル以下、幅0.6メートル以下であること。
- ・最高速度が20キロメートル毎時以下であること。

### <注意事項>

法令により定められた方以外の方が、業として官公署に提出する税務書類を作成することは、法令違反となりますのでご注意ください。

## 図柄入り標識・記念品交付に関する 注意事項

### 大阪・関西万博図柄入り標識を選択される方へ

- 本市が交付する原動機付自転車の標識（ナンバープレート）の番号は、受付順で交付しています。  
希望番号の指定や、お渡しした番号からの変更はできません。
- 取得された「大阪・関西万博図柄入り標識」は、今後、ご希望による「通常標識」への交換はできません。  
大阪・関西万博が終了した後も、「通常標識」への交換はできませんのでご了承ください。
- 「大阪・関西万博図柄入り標識」を選択された方へお渡しする「記念品」は、盗難に遭われたり、紛失や破損したとしても、再交付はできませんのでご了承ください。
- 「記念品」は、「大阪・関西万博図柄入り標識」を取得された記念としてお渡ししますので、売却はお控えください。

### 届出者の方へ

- 「大阪・関西万博図柄入り標識」を選択された方へお渡しする「記念品」を、納税義務者の方へお渡しください。  
納税義務者の方へお渡しいただく前に、盗難に遭われたり、紛失や破損したとしても、再交付はできませんのでご注意ください。

記念品受取確認欄

※「記念品」を受け取られた際に、氏名を記入してください。

私は、大阪・関西万博図柄入り標識の交付を受ける際に「記念品」を受領しました。

氏名： \_\_\_\_\_